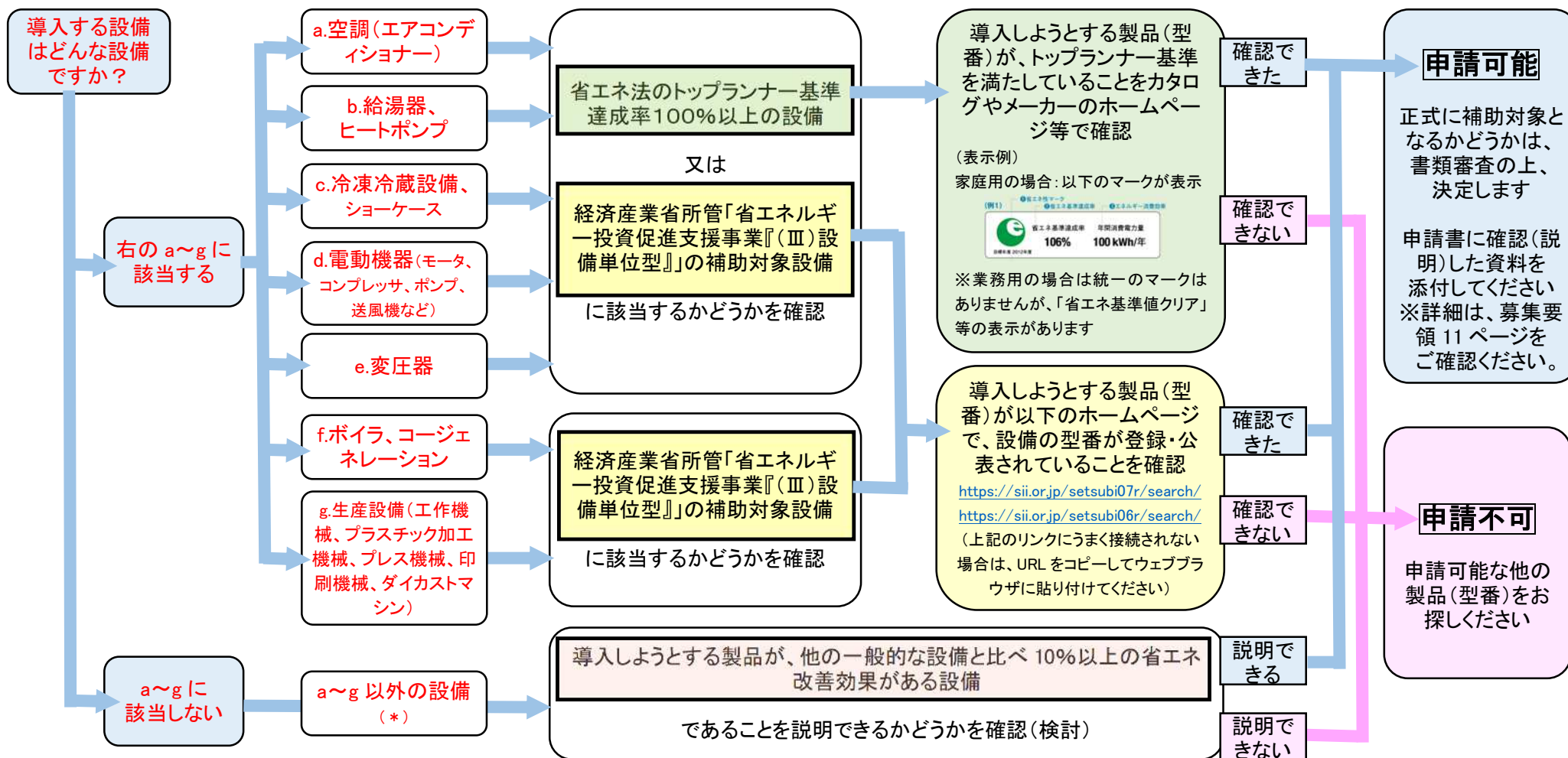


補助対象となる高効率設備は、次のいずれかに該当することが要件となります。

1	省エネ法のトップランナー基準達成率100%以上の設備
2	経済産業省所管「省エネルギー投資促進支援事業『(Ⅲ)設備単位型』」の補助対象設備
3	1、2以外の設備で一般的な設備と比べ10%以上の省エネ改善効果が認められるもの

〈確認フロー〉導入しようとする設備が、補助対象となる高効率設備に該当するかどうか、以下により確認ください。



(*) 照明設備、断熱設備、移動可能な設備は補助対象外です。